

事業者 殿

(一社) 熊谷地区労働基準協会
(免税事業者)

保護具着用管理責任者教育 開催の案内

令和6年4月から、労働安全衛生規則等の改正する省令により、事業者は化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を着用させるときは「保護具着用管理責任者」の選任が必要になりました。同責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任していただく他、選任できない場合は通達で定めるカリキュラムによった「保護具着用管理責任者教育」を受講した方から選任しなければならないこととされています。

また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、同責任者の選任を受けた方についても、同教育を受講していただくことが望ましいとされました。

事業者の皆様は、選任予定の方に本教育を受講させて、必要な知識と実務能力を習得していただき「保護具着用管理責任者」を選任して下さい。

記

- 1 日 時 8月8日(金) 9時25分～17時20分 (受付開始9時10分)
- 2 講習会場 **熊谷文化創造館さくらめいと** 会議室1 熊谷市拾六間111番地1
JR 高崎線籠原駅南口下車 徒歩約15分 タクシー約5分
- 3 申込先 (一社) 熊谷地区労働基準協会
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストンビル1階
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
- 4 講習人員 **63名 募集締切り7月30日(水) (最少催行数20名) (定員超過時はキャンセル待ち)**
- 5 講習科目 学科 ①保護具着用管理 ②保護具に関する知識
③労働災害の防止に関する知識 ④関係法令
実技 ⑤保護具の使用方法等
- 6 修了証 全課程の修了者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
- 7 講習費用 13,750円【内訳:受講料10,000円消費税1,000円、テキスト代2,500円消費税250円】
熊谷協会員12,760円【内訳:受講料9,100円消費税910円、テキスト同上】
※支払いは振込でお願い致します。※納入いただいた講習費用はお返し致しません。
※申込み後のキャンセル及び別日時への変更はできません。ご了承うえお申込み下さい。
なお、都合がつかなくなった場合、締切日迄は連絡のうえ受講者の変更は可能です。
- 8 申込方法 まず申込書に必要事項を記入のうえ**熊谷地区労働基準協会宛に FAX をお送り下さい。**
FAX 後、必ず電話連絡して下さい。申込書の内容確認後、申込受付完了です。
受付完了後、熊谷協会宛に**申込書を①PDF(E-mail)か②原本で2週間以内に送って下さい。**
※請求書発行希望の方と FAX が無い方は①PDF(E-mail)か②返信用封筒(切手貼付け宛名記入)かの返信方法を申込時に指定して下さい。
※「受講票」は①FAX か②PDF(E-mail)か③返信用封筒で送ります。受付に提出して下さい。
※申込書原本発送後、15日後までに「受講票」が届かない場合は必ずお問合せ下さい。
※受付は9時～16時30分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
- 9 振込先 埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0455112
(一社) 熊谷地区労働基準協会 宛(振込手数料はご負担願います)
※銀行発行の振込金受取書(振込明細書)を、領収書の代わりとさせていただきます。
※講習費用納入は6月30日～7月30日(水)です。期限内に必ず納入して下さい。
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
- 10 その他 (1)テキストは講習当日お渡しします。(2)当日の代替者の出席受講は認めません。
(3)講習中は全ての電子機器類は使用禁止です。違反行為者は退場していただきます。
(4)昼食は各自でご用意下さい。会場での飲食可。講習中はマスク着用をお願いします。
(5)駐車場完備500台。熊谷市条令により会場と敷地内(含自動車内)は全て禁煙です。

■受講申込書は別紙にあります。申込者複数の場合はお手数ですがコピーして使用下さい。 02